

6 県学号外

令和 6 年（2024 年） 9 月 20 日

公立大学法人長野県立大学評価委員会
委員長 山沢 清人 様

長野県知事 阿部 守一

公立大学法人長野県立大学の役員報酬支給基準の変更について（通知）

このことについて、令和 6 年 9 月 20 日付け 6 県大第 364 号により、公立大学法人長野県立大学理事長から役員報酬支給基準変更の届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条第 1 項の規定により準用される同法第 49 条第 1 項の規定により通知します。

6 県大第364号
令和6年（2024年）9月20日

長野県知事 阿部 守一 様

公立大学法人長野県立大学
理事長 安藤 国威

公立大学法人長野県立大学の役員報酬支給基準変更の届出について

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第48条第2項の規定により、別添のとおり役員報酬支給基準を変更したので届け出ます。

担 当 事務局総務・経営企画課人事係
（課長）桜井 哲郎
（担当）西尾 俊作
電 話 026-217-2240（直通）
FAX 026-235-0026
Email sokei@u-nagano.ac.jp

公立大学法人長野県立大学役員報酬規程の一部改正について

総務・経営企画課

1 改正の理由及び内容

役員報酬規程について、地方独立行政法人法第 48 条第 3 項の規定に基づき、長野県が定める「任期付職員の採用等に関する条例」を参酌し、理事長の基本給の支給基準を月額 857,200 円（同条例第 7 条に定める給料表の 7 号俸と同額）とする改正を行う。

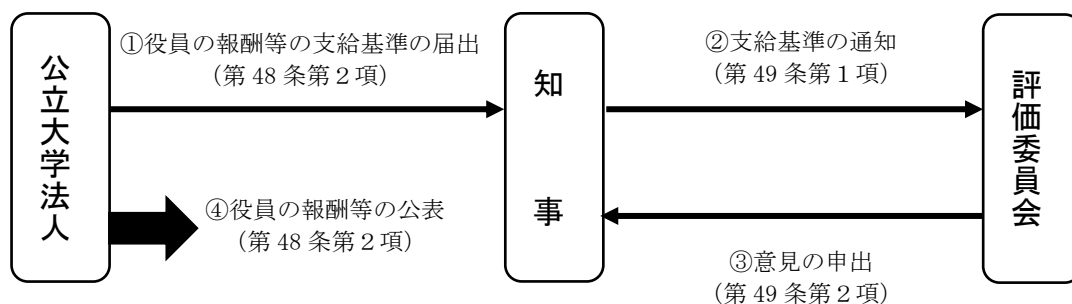
2 改正の根拠

地方独立行政法人法において、以下のとおり定められており、公立大学法人（一般地方独立行政法人）においても準用することとされている。

- 第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下、「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与（略）、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績（略）その他の事情を考慮して定められなければならない。

（参考）公立大学法人役員の報酬等の取扱いの流れ

（地方独立行政法人法第 48 条，第 49 条，第 56 条）



公立大学法人長野県立大学役員報酬規程の新旧対照表

改 正 案	現 行
(基本給) 第4条 理事長の基本給は、月額<u>857,200</u>円とし、副理事長の基本給は、理事長が別に定める額とする。 <u>附 則（令和6年9月20日改正）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この規程は令和6年10月1日から施行する。</u>	(基本給) 第4条 理事長の基本給は、月額<u>563,000</u>円とし、副理事長の基本給は、理事長が別に定める額とする。